

復興の現状

令和 6 年 9 月



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

目次

＜避難者支援関係＞

1 避難者・仮設住宅の状況

＜まちづくり関係＞

2 災害廃棄物(がれき)処理の状況

3 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

4 住宅再建に向けた取組

＜産業関連＞

5 産業の復旧・復興の状況

6 復興特区制度の活用状況

＜原子力災害関係＞

7 避難者数・避難指示解除の状況

8 除染の進捗状況

9 生活環境整備の状況

10 帰還困難区域の復興

＜人的支援＞

11 被災自治体の職員確保等に向けた支援の状況

1 避難者・仮設住宅の状況

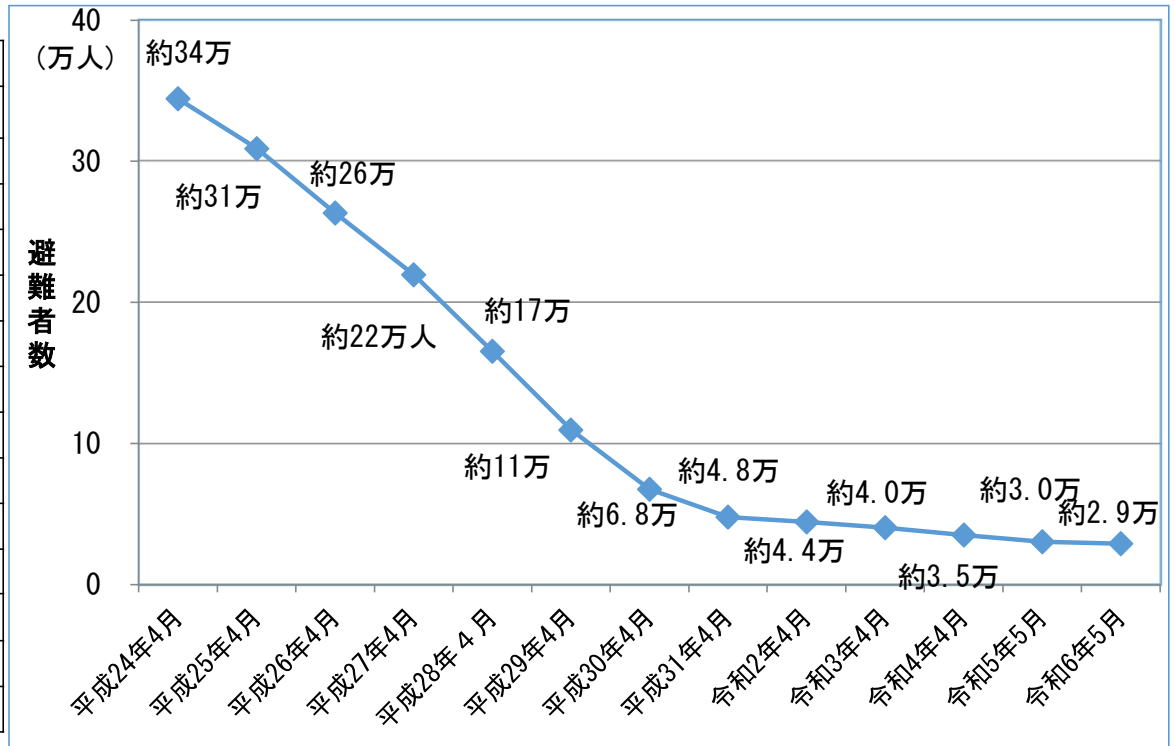
- 避難者数は発災直後の約47万人から、現在約2.9万人となっている。
- 住まいの再建への動きが進み、応急仮設住宅等への入居戸数も減少しており、岩手県・宮城県においては、第1期復興・創生期間（2020年度）中に仮設生活が解消された。

(1) 避難者の減少

時 点	避難者数
発災3日目(平成23年3月14日)(※1)	約47万人
平成24年4月(※2)	約34万人
平成25年4月	約31万人
平成26年4月	約26万人
平成27年4月	約22万人
平成28年4月	約17万人
平成29年4月	約11万人
平成30年4月	約6.8万人
平成31年4月	約4.8万人
令和2年4月	約4.4万人
令和3年4月	約4.0万人
令和4年4月	約3.5万人
令和5年5月	約3.0万人
令和6年5月	約2.9万人

※1 緊急災害対策本部 青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木の避難者の合計。

※2 平成24年4月以降復興庁調べ



(2) 応急仮設住宅等の入居状況

[内閣府調べ]

		平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	備 考
建設型応急住宅	入居者数	10,893人	2,409人	404人	5人	4人	4人	4人	福島県のみ (宮城県・岩手県は令和2年度に建設型応急住宅供与終了。)
	入居戸数	5,722戸	1,239戸	191戸	3戸	3戸	3戸	3戸	
賃貸型応急住宅等 ※	入居者数	18,061人	7,857人	2,595人	1,482人	1,260人	1,074人	924人	全国計(福島県のみ)
	入居戸数	8,687戸	4,022戸	1,329戸	841戸	733戸	645戸	577戸	
合 計	入居者数	28,954人	10,266人	2,999人	1,487人	1,264人	1,078人	928人	
	入居戸数	14,409戸	5,261戸	1,520戸	844戸	736戸	648戸	580戸	

※ 賃貸型応急住宅等...民間賃貸住宅の他、公営住宅、雇用促進住宅、公務員宿舎等も含む

2 災害廃棄物（がれき）処理の状況

- 東日本の太平洋沿岸部を中心に、13道県にわたり災害廃棄物約2,000万トン、津波堆積物約1,100万トンが発生。
- 目標としていた平成26年3月末までに、福島県を除く12道県で災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了。
- 福島県については、対策地域を除き、平成29年8月末で災害廃棄物等の処理を完了。

(1) 災害廃棄物処理の状況

平成29年9月現在 ※福島県の対策地域を除く

	災害廃棄物			津波堆積物			合計		
	推計量 (万トン)	処理量 (万トン)	割合 (%)	推計量 (万トン)	処理量 (万トン)	割合 (%)	推計量 (万トン)	処理量 (万トン)	割合 (%)
岩手県	439	439	100	184	184	100	623	623	100
宮城県	1,223	1,223	100	728	728	100	1,951	1,951	100
福島県	302	304	101	136	136	100	438	440	100

(2) 広域処理（岩手県・宮城県）

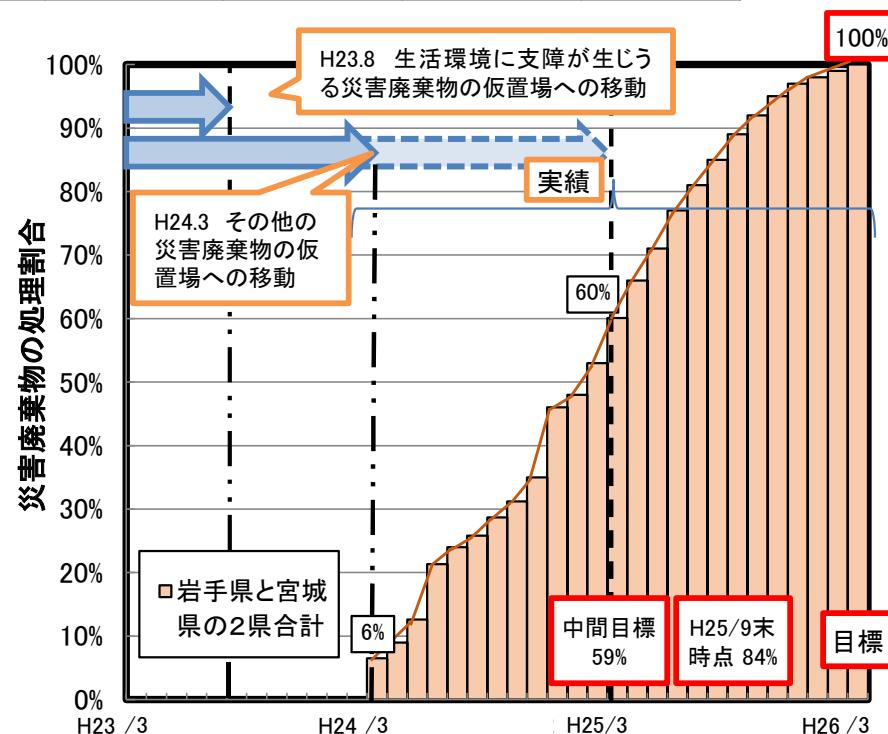
- ・ 1都1府16県で約62万トンを広域処理。
- ・ 可燃物・木くずの約1割、不燃混合物や漁具・漁網の約5割の処理に貢献。

(3) 再生利用

- ・ 災害廃棄物の約8割、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。
- ・ このうち、公共事業等（堤防復旧、海岸防災林、港湾整備等）において約1,339万トンを利用。

(4) 福島県の対策地域の処理状況

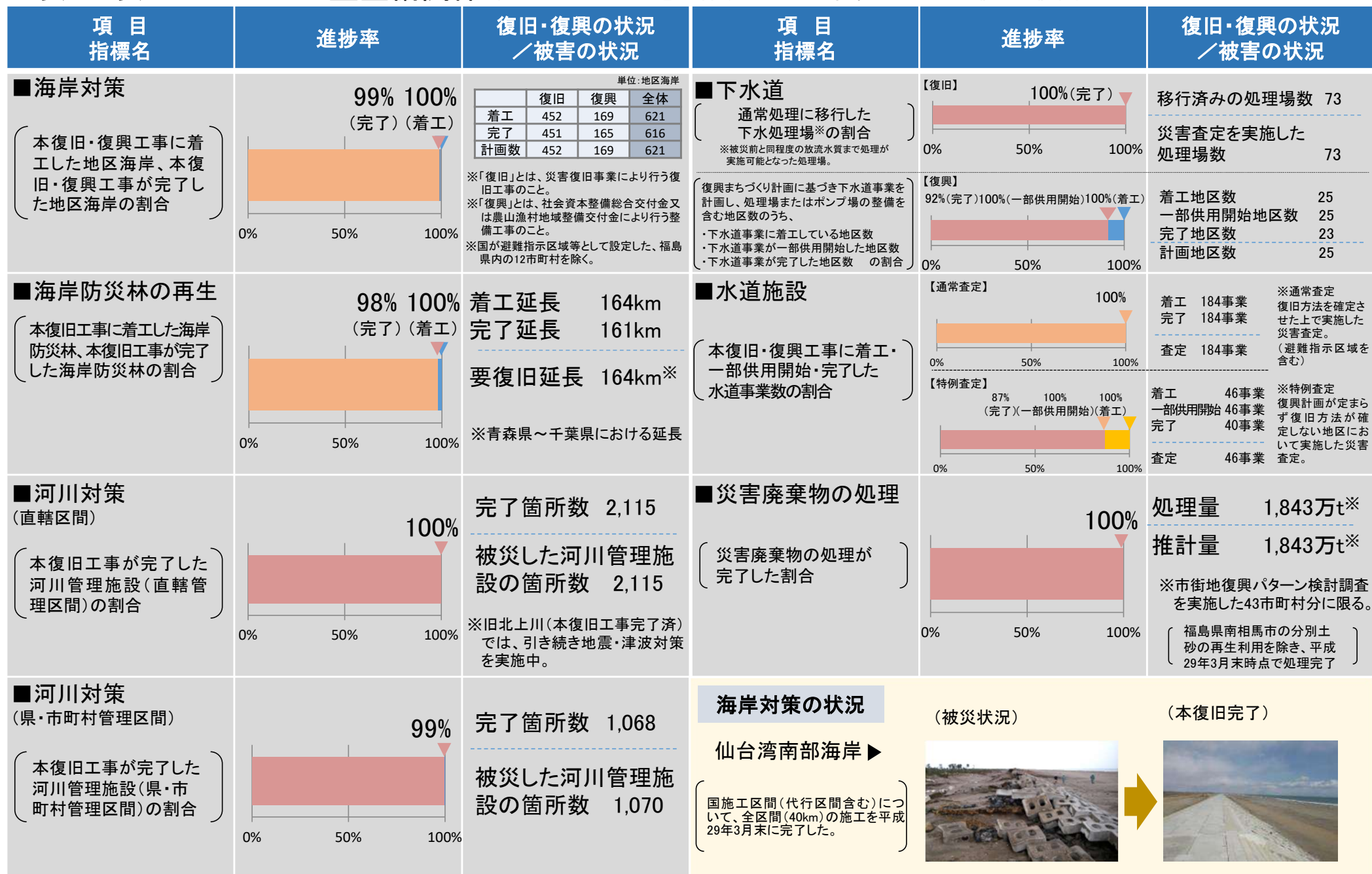
- ・ 放射性物質汚染対処特措法に基づき、11市町村の汚染廃棄物対策地域において、国が直轄で災害廃棄物等処理を実施。
- ・ 令和5年4月末時点で、約334万トンの災害廃棄物等（帰還困難区域を含む）を仮置場に搬入完了（うち、約57万トンを焼却処理済、約229万トンを再生利用済、約25万トンが最終処分済）。



岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理目標と実績

3 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況①

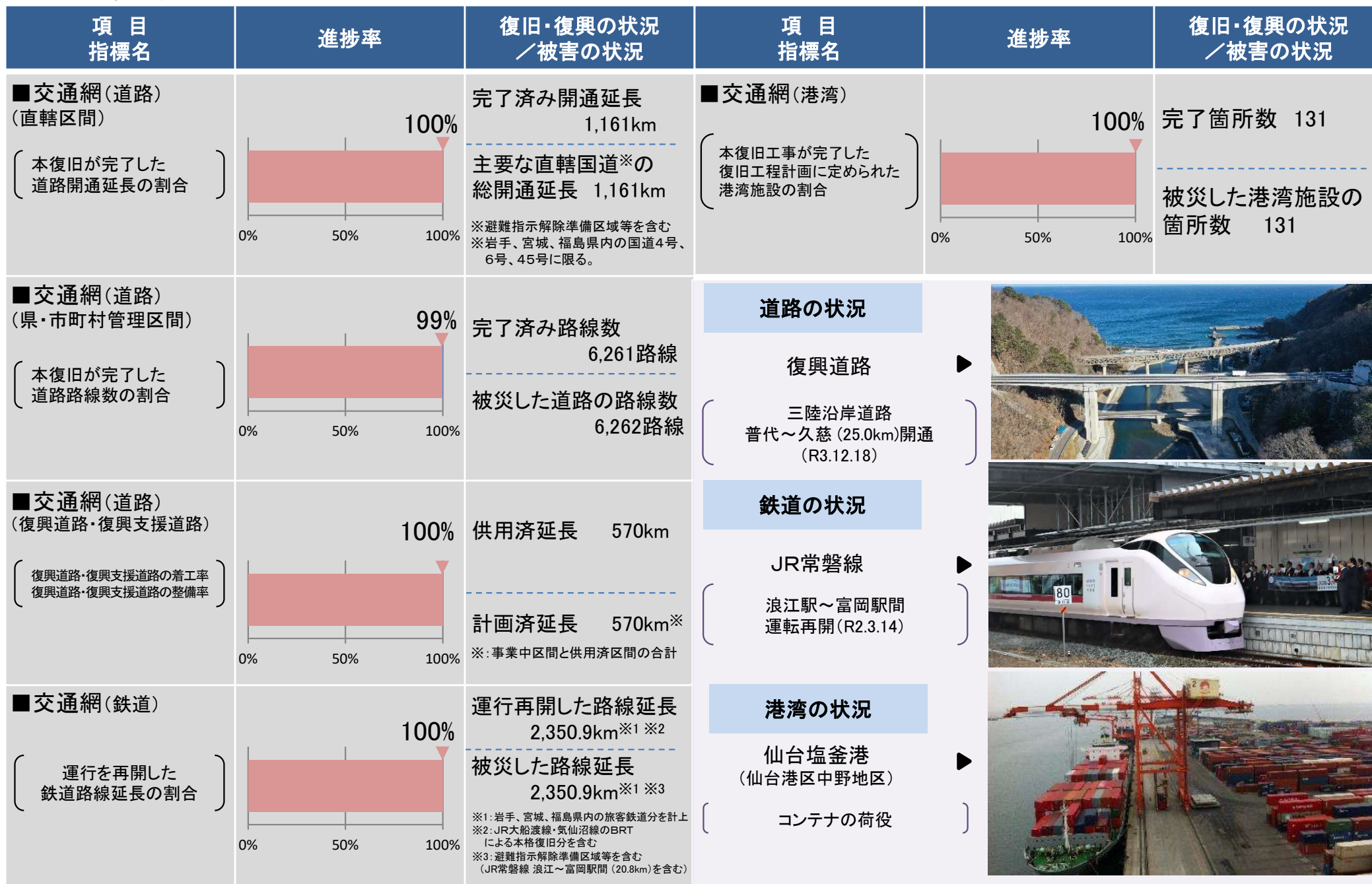
○安全・安心のための基盤整備関係(被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況) (令和5年9月末時点)



3 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況②

○ 交通関係(被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況)

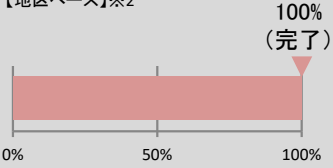
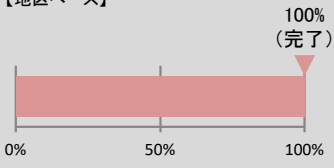
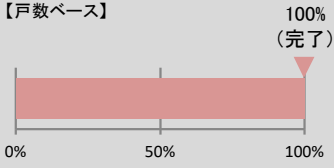
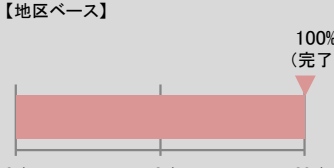
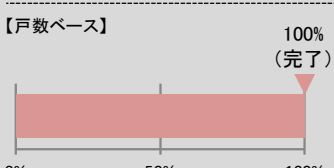
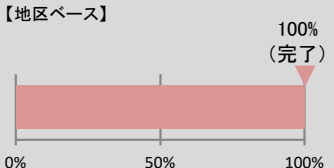
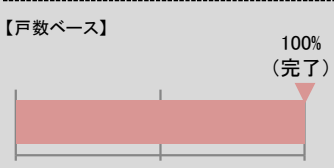
(令和5年9月末時点)



3 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況③

○ 公営住宅・まちづくり関係(被災者が安心して生活するために必要な住宅等の復旧・復興状況)

(令和5年9月末時点)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (民間住宅等用地※1) [造成工事の着工数、 造成工事の完了数の割合] ※1: 高台移転を指しており、 ・防災集団移転促進事業 ・土地区画整理事業 ・漁業集落防災機能強化事業 の3事業の合計。	【地区ベース】※2  100% (完了) 着工 393地区 完了 393地区 計画 393地区 ※2: 地区数については、土地区画整理のうち防集や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区、防集のうち災害公営のみにより宅地供給される地区といった重複地区を除く。		■復興まちづくり (防災集団移転促進事業) [造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合] ※災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む	【地区ベース】  100% (完了) 着工 324地区 完了 324地区 計画 324地区 【戸数ベース】  100% (完了) 着工 8,336戸 完了 8,336戸 計画 8,336戸	
高台移転 防災集団移転促進事業 ▶ [岩手県宮古市田老地区]			■復興まちづくり (土地区画整理事業) [造成工事の着工数 宅地の引渡開始地区数 造成工事の完了数 の割合] ※防災集団移転促進事業や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む	【地区ベース】  100% (完了) 着工 50地区 宅地引渡開始 50地区※1 完了 50地区 計画 50地区 ※1: 宅地の一部を引渡した地区を計上 【戸数ベース】  100% (完了) 着工 9,395戸 完了 9,395戸※2 計画 9,395戸 ※2: 一部完了地区で供給された戸数も含む	
漁業集落防災機能強化事業 ▶ [宮城県女川町大石原浜地区]			■復興まちづくり (漁業集落防災機能強化事業) [事業費措置の地区数 造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合]	【地区ベース】  100% (完了) 着工 36地区 完了 36地区 計画 36地区 【戸数ベース】  100% (完了) 着工 495戸 完了 495戸 計画 495戸	

3 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況④

○ 公営住宅・まちづくり関係(被災者が安心して生活するために必要な住宅等の復旧・復興状況)

(令和5年9月末時点)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (津波復興拠点整備事業) (造成完了した地区数の割合)	100%(完了) 	完了地区数 24 計画地区数 24※ ※津波復興拠点整備事業として復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定をした地区数	■復興まちづくり (学校施設等) (復旧が完了した公立学校施設の割合)	99% 	完了学校数 2,319 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み) ※申請予定も含む
■復興まちづくり (造成宅地の滑動崩落防止) (対策工事が完了した地区数の割合)	100%(完了) 	完了地区数 182 計画地区数 182※ ※復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数	■災害公営住宅 (災害公営住宅の用地確保が完了した戸数 建築工事に着手した戸数 建築工事が完了した戸数の割合) ※1供給計画は「住まいの復興工程表」(R6.3末時点)による。 ※2進捗率には、原発避難者向け災害公営住宅のうち福島県が整備をとりやめる決定をした123戸及び帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。	100%(用地確保) 100%(工事着手) 100%(工事完了) 	用地確保済み戸数 30,230 (29,654) 建築工事着手戸数 30,107 (29,654) 建築工事完了戸数 30,099 (29,654) 計画戸数 30,230 (29,654) ※3()内の数値は※2の123戸及び帰還者向け災害公営住宅の戸数を除いた戸数
■復興まちづくり (医療施設) (医療施設等災害復旧費補助金を活用して復旧整備をした医療施設の割合)	100% 	復旧した医療施設数 298 被災した医療施設数 298	学校施設等の状況 鳴瀬桜華小学校 (宮城県東松島市) 災害公営住宅の状況 東町地区 (福島県須賀川市)		
(医療機能の回復) (被災三県において被災した病院のうち、受入制限又は受入不可から回復した病院の割合)	98% 	受入回復した病院数 179 入院の受入制限又は受入不可を行った病院※数 182 ※避難指示区域内(平成24年時点)、廃止済みの病院を除く。			

3 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況⑤

○ 農林水産業関係（被災地域の主な産業基盤である農業、林業、水産業の復旧・復興状況）

（令和5年9月末時点）

項 目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項 目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■ 農地 〔 津波被災農地面積のうち営農再開可能面積の割合 〕	 96%	営農再開可能面積 18,840ha 津波被災農地面積※ （農地転用等を除く） 19,660ha ※青森県～千葉県における津波被災農地面積21,480ha（避難指示区域を含む）	■ 漁港 〔 陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港 〕	 100%	全機能が回復済みの漁港数 319 被災した漁港数 319
■ 排水機場（農業用） 〔 本復旧に着手した、又は本復旧が完了した主要な排水機場の割合 〕	 100% （完了）	着工箇所数 96箇所 完了箇所数 96箇所 復旧が必要な主要な排水機場 96箇所	■ 漁場（養殖） 〔 がれき撤去が完了した養殖漁場の割合 〕	 99%	がれき撤去完了箇所数 1,134 養殖漁場の箇所数 1,139※ ※再流入による追加箇所数を含む
■ 養殖施設 〔 養殖施設の復旧の割合 〕	 100%	復旧した施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数 養殖業再開希望者の施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数	■ 漁場（定置） 〔 がれき撤去が完了した定置漁場の割合 〕	 100%	がれき撤去完了箇所数 988 定置漁場の箇所数 988※ ※再流入による追加箇所数を含む
■ 定置網 〔 大型定置網の復旧の割合 〕	 100%	復旧数 143 操業再開希望数 143	農地の状況 〔 仙台市 〕 営農を再開した農地 ▶ 漁港の状況 〔 気仙沼漁港 〕 陸揚げ岸壁の復旧 ▶		

4 住宅再建に向けた取組（災害公営住宅・民間住宅等用宅地の整備）

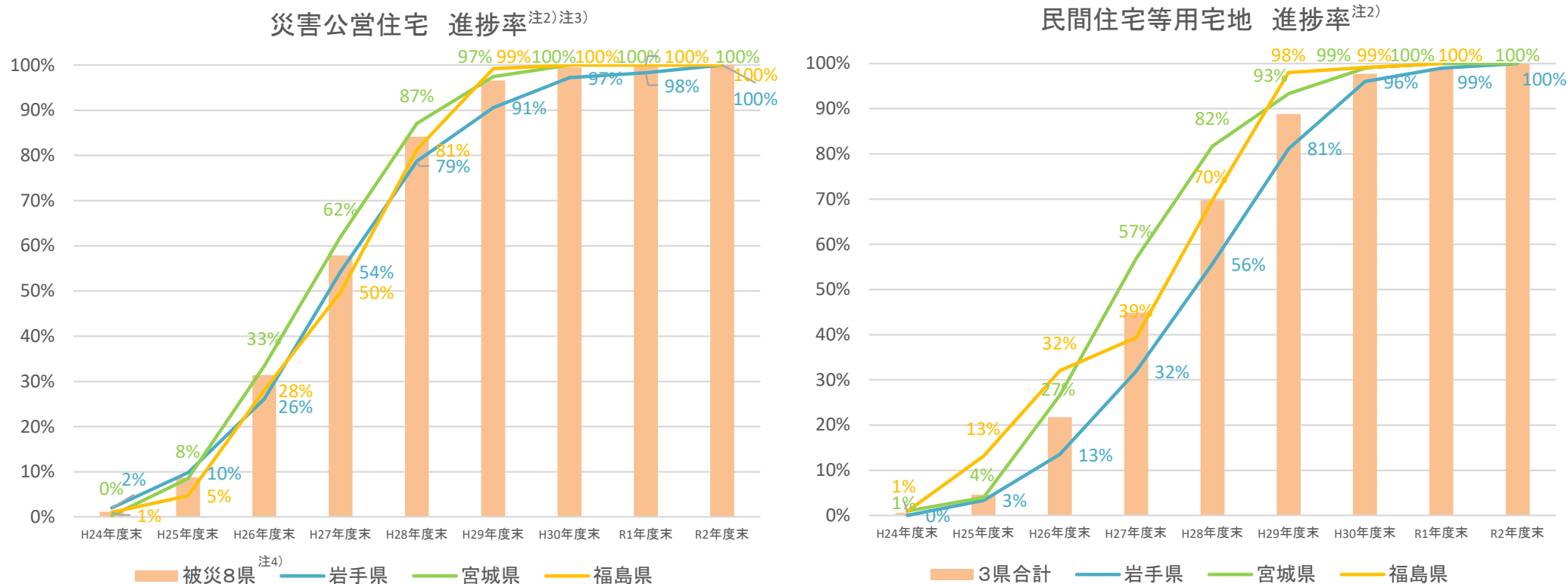
○住宅再建や復興まちづくりの加速化に向けて、復興交付金による支援、円滑な施工確保の支援等を実施。

○災害公営住宅の整備や高台の宅地造成は、2020年末に全て完成した。

※帰還者向けの災害公営住宅を除く

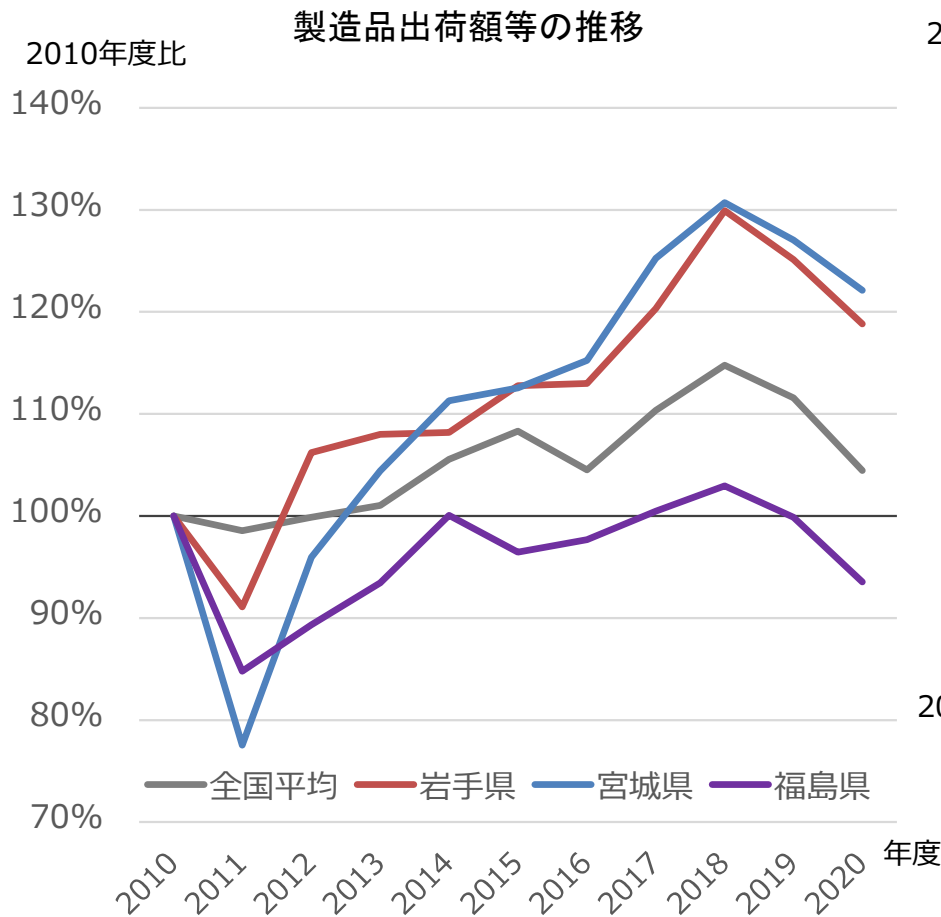
復興まちづくりの進捗状況(令和2年12月末時点)

・被災3県で、民間住宅等用宅地^{注1)}、災害公営住宅は令和2年12月に計画戸数の全てが完成。

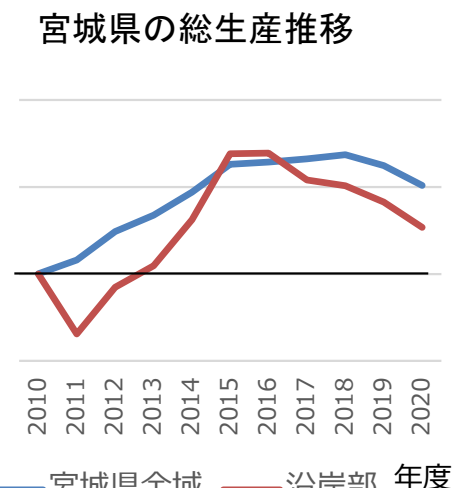
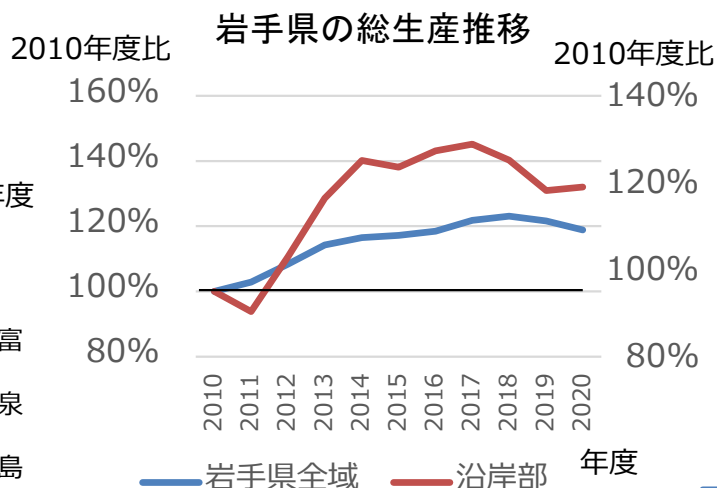
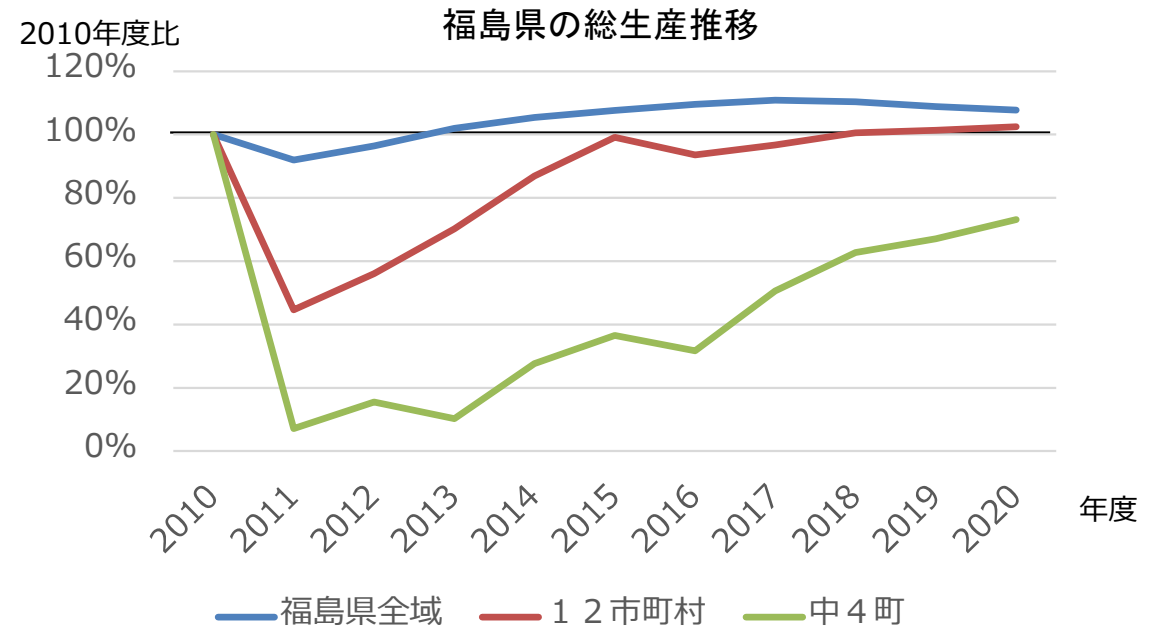


5 産業の復旧・復興の状況①

- 被災3県の製造品出荷額等や、岩手県、宮城県の総生産は、概ね震災前の水準まで回復した。
- 福島県の総生産については、12市町村のうち中4町の回復は、依然として低い水準にとどまる。



出典：経産省「工業統計」



出典：各県「市町村民経済計算」

※1 12市町村・・・川俣町、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2 岩手県沿岸部・・・洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

※3 宮城県沿岸部・・・気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、名取市、岩沼市、亘理町、山元町

5 産業の復旧・復興の状況②

○津波被災農地の営農再開に向けて農地復旧や除塩等を進めており、農地復旧と一体的に農地の大区画化や利用集積を進めるなど、全国のモデルとなるような取組を推進。

① 農林水産業における農地の復旧状況

○6県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)の津波被災農地から農地転用が行われたもの等を除く復旧対象農地(19,660ha)のうち、18,870haで営農再開が可能。(令和6年3月末時点)

② 農地の大区画化の状況

○岩手県、宮城県は完了。福島県においては、加速化交付金を活用し、面的な集積による経営規模拡大や土地利用の整序化を図る農地の大区画化を実施中。

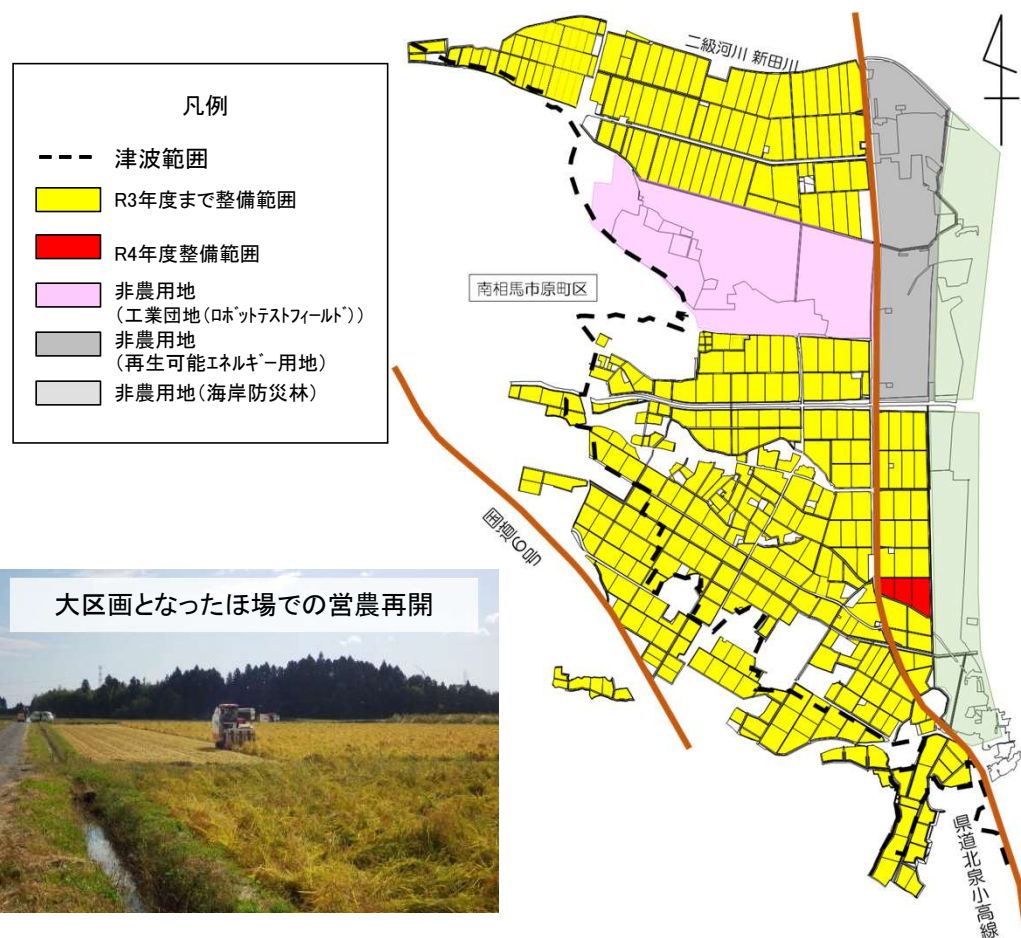
農地の大区画化の県別面積 (ha) (令和5年3月末時点)			
県名	大区画化に取り組む地区の計画面積 (注1)	整備完了面積【全体】	左記のうち大区画化を行った面積 (注2)
岩手県	50	50	10
宮城県	6,360	6,360	5,370
福島県	1,970	1,750	1,410
計	8,380	8,160	6,790

注1：津波被災農地と一体的に整備する農地を含む。

注2：大区画化とは、農地を0.5ha以上の区画に整備するもの。

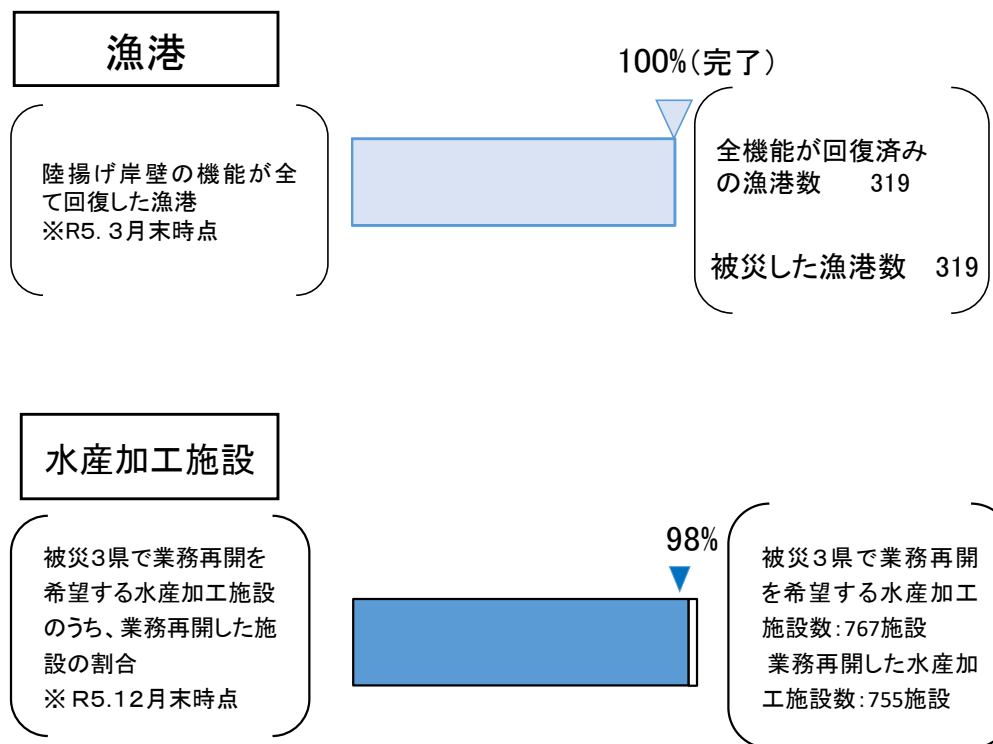
事例：福島再生加速化交付金(原町東地区(南相馬市)) 大区画化整備図

※福島県の原町東地区(地区面積:525ha)では、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場を大区画化(10～30a→標準区画1.2ha)する計画。

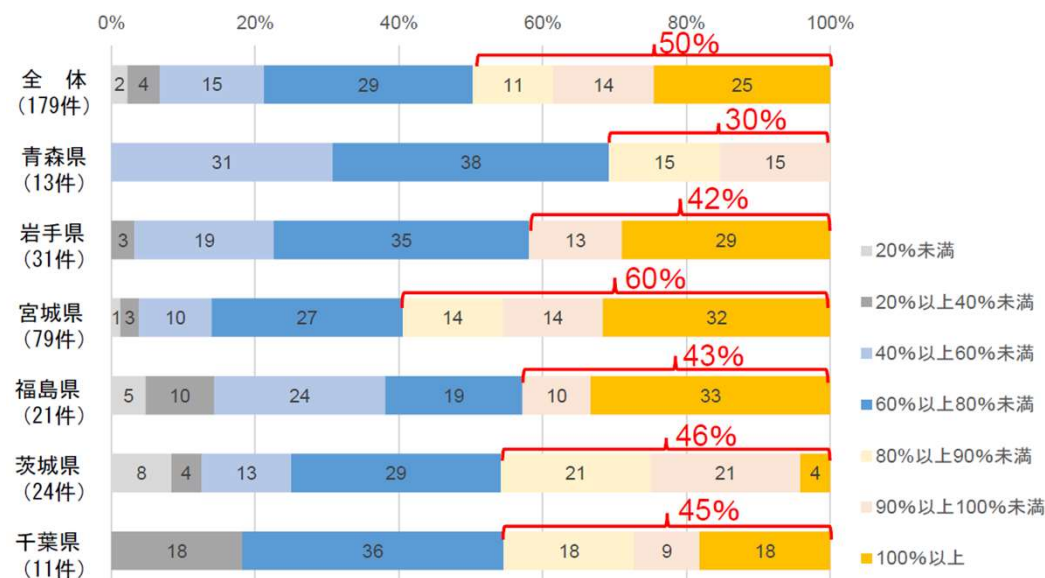


5 産業の復旧・復興の状況③

- 被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復し、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の水産加工施設の9割以上で業務を再開。引き続き、高度衛生管理に対応した荷捌き所の整備や水産加工施設の復旧を推進。
- 水産加工業の売上げは回復途上。青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県全体の水産加工業者のうち、売上げが震災前の水準の8割以上まで回復した割合は50%にとどまる。引き続き、水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を支援。



水産加工業の売上げの回復状況



*「全体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県の合計を指す。

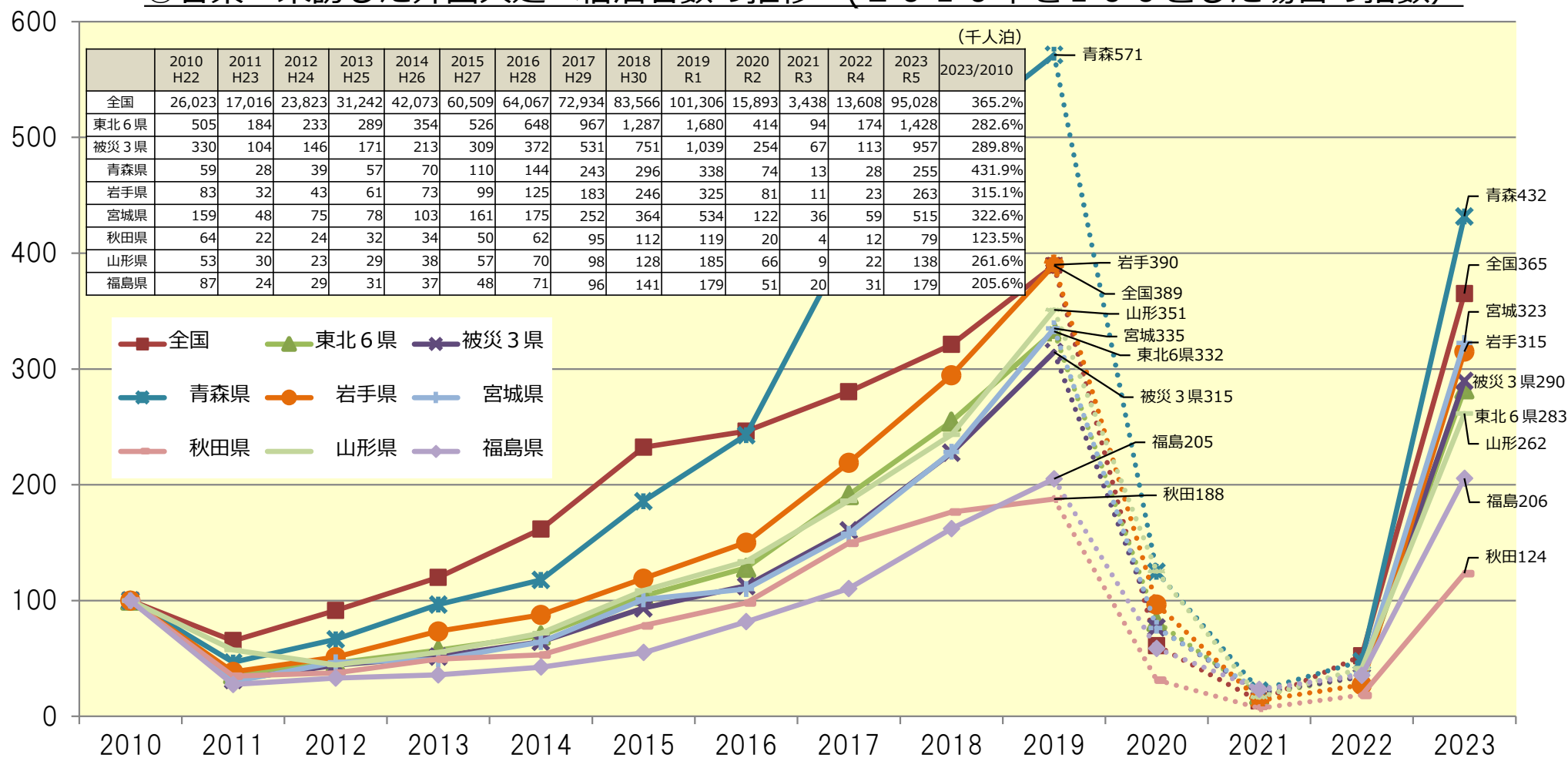
資料：令和6年6月 水産庁

「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第11回）」

5 産業の復旧・復興の状況④

- 東北6県の外国人延べ宿泊者数は、震災前の約51万人泊から2019年には約168万人泊と、2020年までに150万人泊とする目標を1年前倒しで達成。
- 2020年から2022年の外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症による影響により、被災地を含め全国的に激減したが、2022年10月の水際緩和措置以降、外国人延べ宿泊者数は堅調に回復。引き続き、観光庁等と連携し、東北の観光振興に向けた取組を促進。

○各県へ来訪した外国人延べ宿泊者数の推移（2010年を100とした場合の指数）



※従業員数10人以上の施設における延べ宿泊者数。

(出典：観光庁宿泊旅行統計調査)

5 産業の復旧・復興の状況⑤

(株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間満了後について

- 東日本大震災により過大な債務を負っている事業者であって事業の再生を図ろうとするものに対し、金融機関からの債権買取り等を通じて、二重ローン問題を解消しつつ、事業の再生を支援(最長15年間支援)。
- 平成23年11月、議員立法により機構法が成立。平成24年2月に機構を設立し、同年3月から業務開始。
- 復興の基本方針(令和3年3月閣議決定)に沿って「支援決定した事業者の再生に全力で取り組む」。
- 機構は業務の完了(最後に支援決定した令和3年3月から最長15年)により解散する。

これまでの取組状況(令和6年6月末現在)

- 支援決定件数等(令和3年3月31日に終了)

相談件数:2,939件 支援決定件数:747件 債権買取:712件、1,327億円 債務免除:528件、664億円

※ 上記の他、買取債権に係る金利減免・劣後債権化により、金利負担を軽減。新規融資への保証付与により、金融機関からの新規融資の獲得を後押し。

- 支援完了件数:344件

※支援継続中の403件の事業者について、継続的な状況把握、販路開拓等の本業支援を実施中。

地域別の支援決定先等の状況

(単位:先)

被災地域区分		青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	その他	合計
支援決定		56	167	346	89	60	13	16	747
	うち支援完了 (令和6年6月末)	40	71	151	47	20	5	10	344

※支援決定件数は令和3年3月末時点の計数

※その他=栃木県、長野県、静岡県等

6 復興特区制度の活用状況（税制上・金融上の特例による投資・雇用実績）

税制上の特例による投資・雇用実績

- 県・市町村が作成する復興推進計画において、特例の対象区域や集積を目指す業種を記載。
- 内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、県・市町村が税制特例の対象となる具体の事業者を指定。
- 指定事業者等に対し、投資に係る特別償却等や被災雇用者等を雇用した場合に税額控除の特例を適用。
- 指定件数が約6,800者となり、投資額は4兆円超、雇用者数は年間最大11万人となり、認定の効果が投資額・雇用者数の増加として現れている。

（令和5年8月末現在）

○活用事例（宿泊施設の建設）

	H23年度 H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	累計
計画認定数	17	3	2	2	4	1	1	0	0	7	0	37
指定件数	1,661	1,036	878	701	481	357	410	329	793	77	56	6,779
指定事業者等による投資額(億円) ※1	4,143	4,643	4,887	5,551	4,800	4,816	5,574	6,344	6,953	808	327	48,846
指定事業者の雇用人数(人)※2	55,520	73,790	101,362	110,869	111,024	86,589	47,323	33,090	30,247	23,605	9,830	683,249

建物が全壊した宿泊業者が、特区法による税制特例を活用し、沿岸部から高台に造成した土地に建物を移転新築して営業を再開。



宿泊施設外観
（陸前高田市）

（※1）特別償却または税額控除

（※2）事業者は指定後5年間税額控除可能。雇用数は、当該年度以前の指定事業者分を含む

※復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）等の改正前の規定に基づく指定件数等を含む。

金融上の特例による投資・雇用実績

- 一定の雇用創出等が見込め、一定規模の借入れ(3億円以上)を伴う事業に対し、利子補給金を支給(5年間,上限0.7%)
- 内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、融資実行毎に指定金融機関と利子補給契約を締結。
- 投資額は1兆円超、新規雇用者数は9千人超となり、認定の効果が投資額・雇用者数の増加として現れている。

（令和6年3月末現在）

○活用事例（食品卸売事務所・加工場の建設）

	H23・24 年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	累計
計画認定数	25	32	35	28	31	22	25	16	8	3	4	9	238
事業数	25	32	35	28	31	22	25	16	8	3	4	9	238
融資見込額(億円)	745	602	637	630	396	495	327	222	162	23	31	121	4,391
投資見込額(億円)	2,648	1,522	1,788	1,363	1,297	1,032	521	451	245	36	85	418	11,406
新規雇用予定者数(人)	1,541	1,671	1,260	2,077	637	870	502	391	197	20	61	394	9,622

女川町の法人（冷凍事業者と水産加工事業者が共同して設立）が復興交付金に係る補助を受けて新設した水産加工品製造工場等について、自社借入分に対する利子補給を実施。（税制特例も適用）



水産加工場外観
（女川町）

※四捨五入の関係上、合計が符合しない場合がある。

7 避難者数・避難指示解除の状況

【避難者の状況】

東日本大震災による福島県全体の避難者
約2.6万人（2024年6月時点）

※ピーク時（2012年5月）は約16.5万人

避難指示区域からの避難対象者
約8千人（2023年4月時点）

（6町村の帰還困難区域のうち
特定復興再生拠点区域外）

※避難指示区域設定時（2013年8月）は約8.1万人

【避難指示解除の状況】

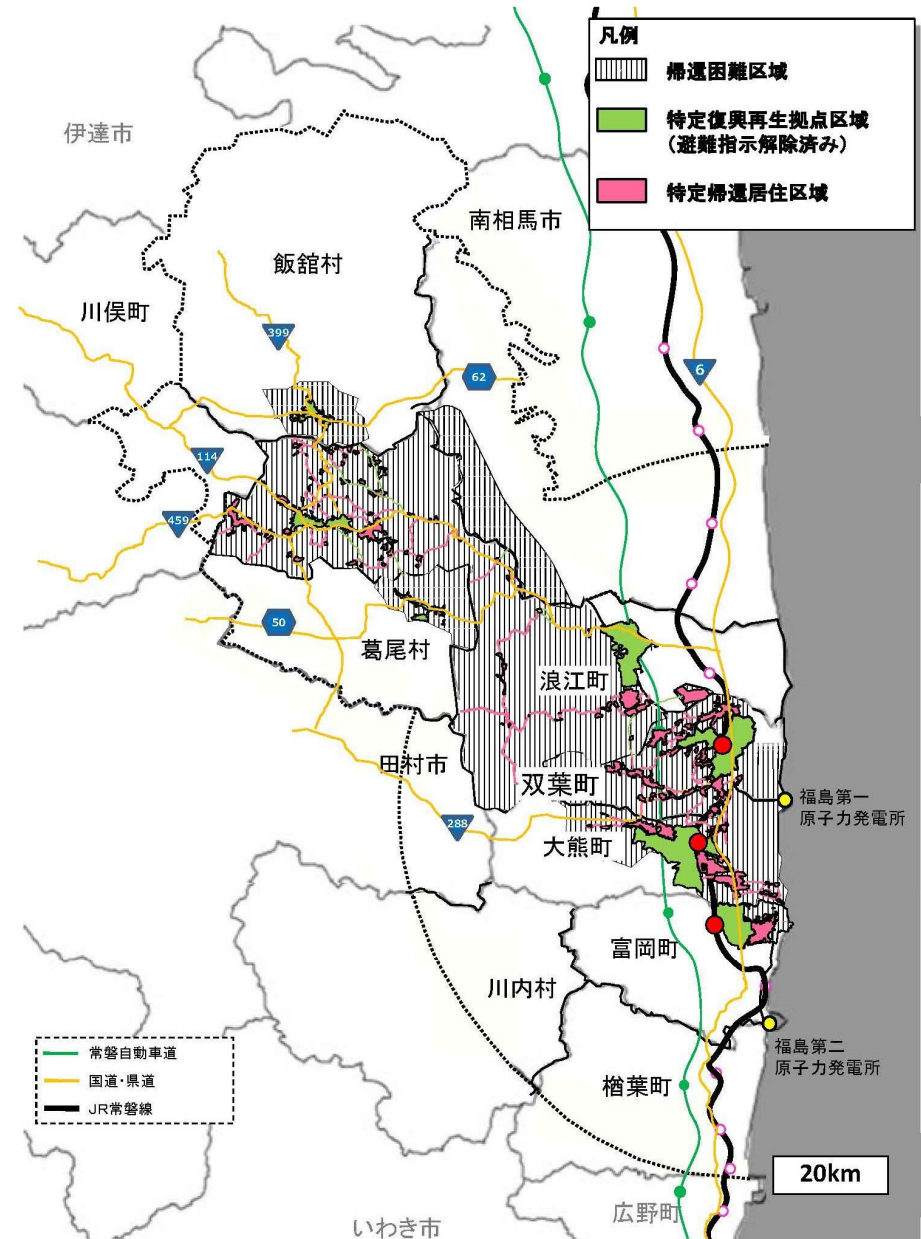
避難指示解除準備区域・居住制限区域

(1)	田村市：2014年4月1日	避難指示解除準備区域を解除
(2)	檜葉町：2015年9月5日	避難指示解除準備区域を解除
(3)	葛尾村：2016年6月12日	居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
	川内村：2016年6月14日	避難指示解除準備区域を解除 (2014年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し)
	南相馬市：2016年7月12日	居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(4)	飯館村：2017年3月31日	居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(5)	川俣町：2017年3月31日	居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(6)	浪江町：2017年3月31日	居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
	富岡町：2017年4月1日	居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(7)	大熊町：2019年4月10日	居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(8) -①	双葉町：2020年3月4日	避難指示解除準備区域を解除

帰還困難区域（特定復興再生拠点区域）

(8) -②	双葉町：2020年3月5日	特定復興再生拠点区域のうち JR双葉駅・大野駅・夜ノ森駅周辺を先行解除
(9)	大熊町：2020年3月5日	
(10)	富岡町：2020年3月10日	
(11)	葛尾村：2022年6月12日	特定復興再生拠点区域を解除
(12)	大熊町：2022年6月30日	特定復興再生拠点区域を解除
(13)	双葉町：2022年8月30日	特定復興再生拠点区域を解除
(14)	浪江町：2023年3月31日	特定復興再生拠点区域を解除
(15)	富岡町：2023年4月1日	特定復興再生拠点区域を解除（夜の森・大萱地区）
(16)	飯館村：2023年5月1日	特定復興再生拠点区域を解除
(17)	富岡町：2023年11月30日	特定復興再生拠点区域を解除（小良ヶ浜・深谷地区内）

避難指示区域の概念図（2024年4月23日時点）



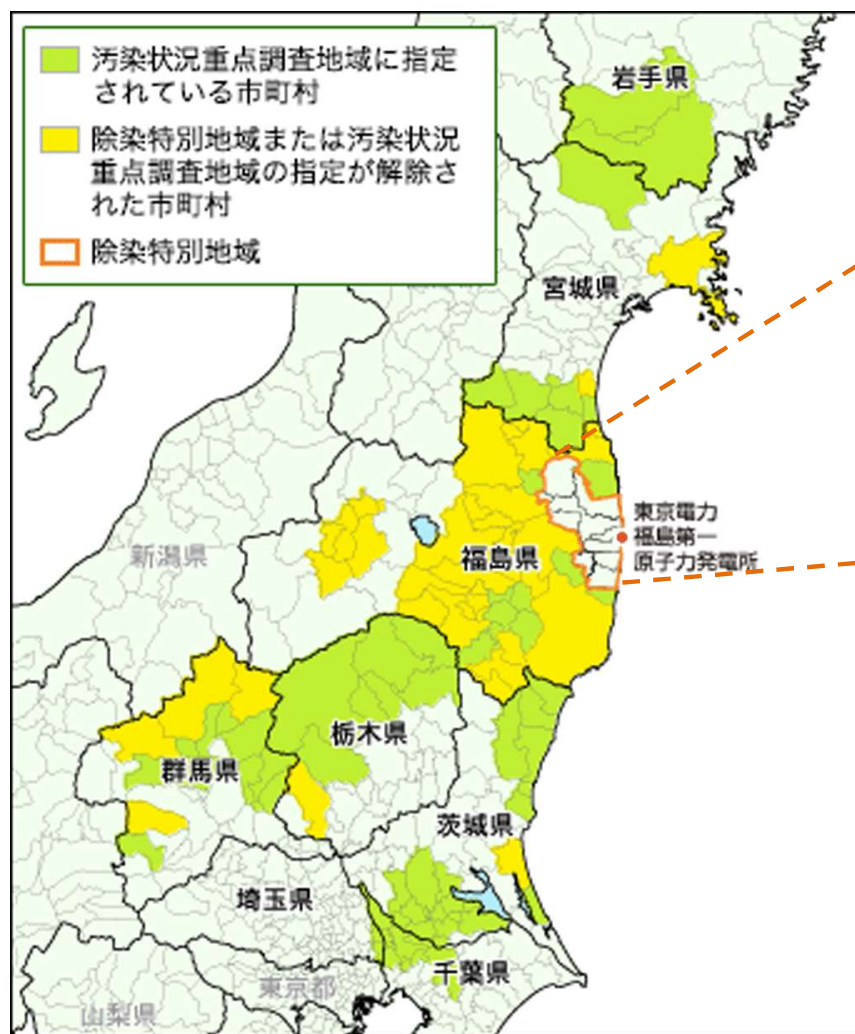
（備考）

・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」（第1792報：2023年6月12日）による。
・避難指示区域からの避難対象者数は、市町村から聞き取った情報（2023年4月1日時点の住民登録数）を基に原子力被災者生活支援チームが集計。

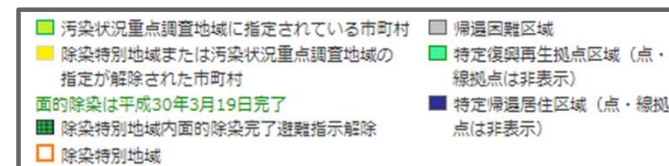
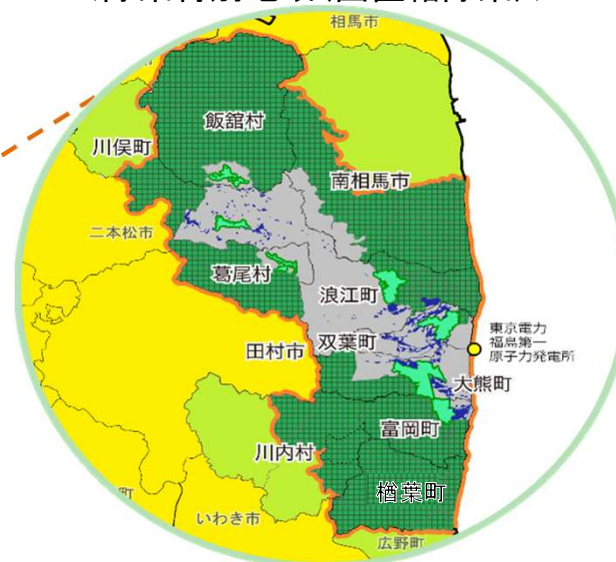
8 除染の進捗状況

- 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了。
(帰還困難区域については、主に特定帰還居住区域で除染を実施中。)

＜汚染状況重点調査地域(市町村除染)＞



＜除染特別地域(国直轄除染)＞



	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域(93)	除染特別地域(11)
福島県内	43※	36	11
福島県外(7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された

9 生活環境整備の状況

○ 医療・介護・教育など、避難指示解除区域に帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開するための環境整備に取り組んでいる。

医療・介護・福祉

2018年4月 南相馬市
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
2018年4月 富岡町
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
2020年4月 大熊町
「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設
2021年2月 大熊町診療所 開所
2021年12月 小高診療所 開所
2022年4月 富岡町「共生サポートセンターさくらの郷」開所
2022年6月 浪江町 「ふれあい福祉センター」開設
2023年2月 双葉町診療所 開所



ふたば医療センター附属病院

教育

小中学校再開：双葉町を除く11市町村が自市町村内で再開済
12市町村内の新規開校など最近の動き：
2019年4月「ふたば未来学園中学校」開校
2020年4月「いいたて希望の里学園」開校
2021年4月「川内小中学園」開校
2022年4月「富岡小学校」
「富岡中学校」開校
2022年4月「檜葉小学校」開校
2023年4月「学び舎ゆめの森」大熊町内で学校再開（8月～新校舎利用）
2024年3月～ 双葉町で町内での学校再開に向けた基本構想を
とりまとめ



学び舎ゆめの森

働く場

2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
2019年10月 檜葉町 檜葉北産業団地 「株式会社エヌビーエス」工場稼働
2021年5月 川内村 田ノ入工業団地 「大橋機産」稼働
2021年9月 浪江町 丸ビン式乾燥調製貯蔵施設 稼働
2022年4月 川俣町 ベルグ福島 川俣西部工業団地に植物ワクチン総合研究所開所
2022年7月 大熊町 大熊インキュベーションセンター 開所
2023年4月 双葉町 浅野燃糸「フタバスーパーゼロミル」開所
2023年7月 南相馬市 下太田工業団地 ARCALIS「GMP準拠のmRNA原薬製造施設」開所

住まい

復興公営住宅：計画戸数4,767戸完成
帰還者向け災害公営住宅：計画戸数453戸完成



県営復興公営住宅「日和田団地」

交通機関等

〔JR常磐線〕
2020年3月 全線再開、Jヴィレッジ駅常設
〔常磐自動車道〕
2020年3月 「常磐双葉IC」開通
〔相馬福島道路〕
2019年12月 「相馬IC～相馬山上IC」開通
2020年8月 「伊達桑折IC～桑折JCT」開通
2021年4月 全線開通



Jヴィレッジ駅開業式

買い物環境

2017年3月 富岡町 「さくらモールとみおか」全面開業
2018年6月 檜葉町 「ここなら笑店街」開業
2019年6月 南相馬市 「ダイユーエイト小高」開業
2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業
2020年2月 南相馬市 「ヨークベニマル原町店」開業
2021年4月 浪江町 「道の駅なみえ」開業
2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業
2023年8月 双葉町 「ファミリーマート双葉町産業交流センター/S店」開業
2023年8月 飯館村 移動販売「セブンあんしんお届け便」開始

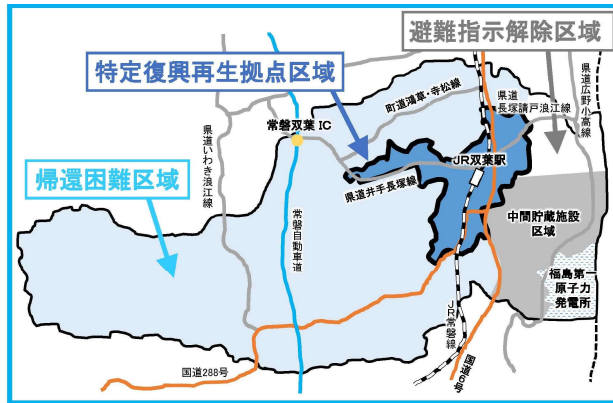


道の駅「なみえ」

10 帰還困難区域の復興①

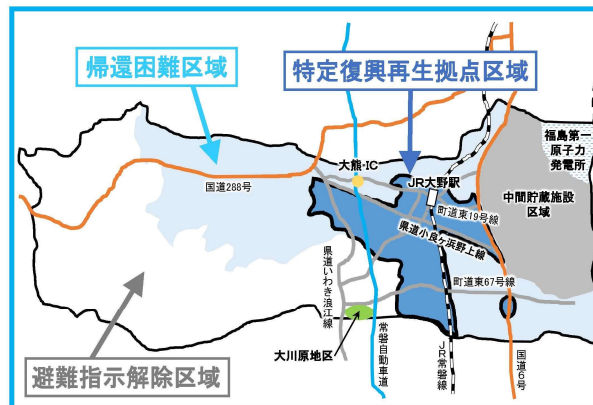
- 2017年に福島復興再生特別措置法を改正し、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。
- 当該制度に基づき、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の計画を認定。**2023年11月までに、6町村の拠点区域の避難指示が全て解除された。**

双葉町（2022年8月30日解除）



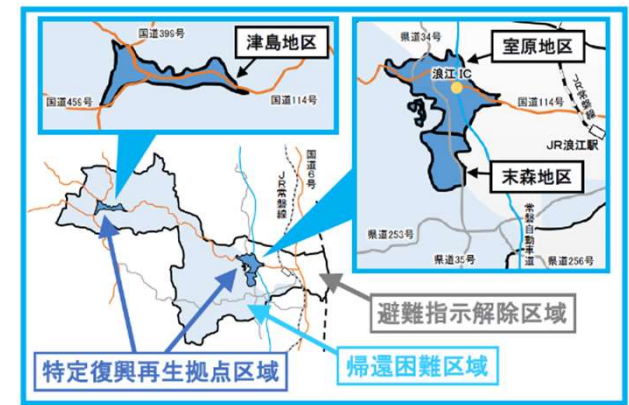
- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 計画認定：2017年9月15日

大熊町（2022年6月30日解除）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 計画認定：2017年11月10日

浪江町（2023年3月31日解除）



- ・ 区域面積：約661ha ・ 居住人口目標：約1,500人
- ・ 計画認定：2017年12月22日

富岡町（2023年4月1日解除）



- ・ 区域面積：約390ha ・ 居住人口目標：約1,600人
- ・ 計画認定：2018年3月9日

※2023年4月1日に夜の森・大菅地区、11月30日に小良ヶ浜・深谷地区内の特定復興再生拠点区域の避難指示を解除

飯館村（2023年5月1日解除）



- ・ 区域面積：約186ha ・ 居住人口目標：約180人
- ・ 計画認定：2018年4月20日

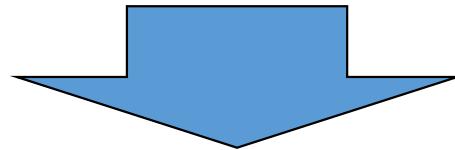
葛尾村（2022年6月12日解除）



- ・ 区域面積：約95ha ・ 居住人口目標：約80人
- ・ 計画認定：2018年5月11日

1 0 帰還困難区域の復興②

- 令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示を解除。
- 帰還困難区域についても、令和4年には葛尾村、大熊町、双葉町、令和5年には富岡町、浪江町、飯館村において特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除。
- 帰還困難区域を抱える自治体は、拠点区域外への帰還・居住に向けて、避難指示解除の方針を早期に提示してほしいと強く要望。



(1) 帰還・居住したいとの要望への対応

- ・ 地元自治体は、全域の除染・家屋解体を実施した上での解除を要望。
- ・ 拠点区域外の住民も、震災から10年が経過し、拠点区域外の方針提示を強く期待。
- ・ 与党第10次提言（R3.7.20総理手交）において、拠点区域外にある自宅に帰りたいという住民の思いに応える新たな方向性を提示。
- ・ 与党提言も踏まえ、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針を政府として決定。(R3.8.31)

(2) 土地活用したいとの要望への対応

- ・ 拠点区域外を土地活用し、避難指示を解除してほしいとの要望もあり。
- ・ 地元自治体の強い意向がある場合に限り、住民の安全の確保を前提として、住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用に向けた拠点区域外の避難指示解除を可能にする仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部で決定。
(R2.12.25)

「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」

(2021年8月31日復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合決定) (概要)

(1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。

- 【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。なお、営農については、帰還意向確認と併せて意向確認し、自治体とも協議しながら対応。
- 【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。
- 【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。
- 【予算・財源】 除染・解体は国の負担。
- 【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。
- 【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

(2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。

<福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律> (令和5年6月9日公布・施行)

改正法の概要

「特定帰還居住区域」の創設

- 市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる制度を創設

(区域のイメージ)

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定 (要件は以下通り)

- ①放射線量が一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

- 市町村長**が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」を作成し、**内閣総理大臣**が認定

- 認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用

- (1)**除染等の実施(国費負担)** (2)道路等の**インフラ整備の代行**

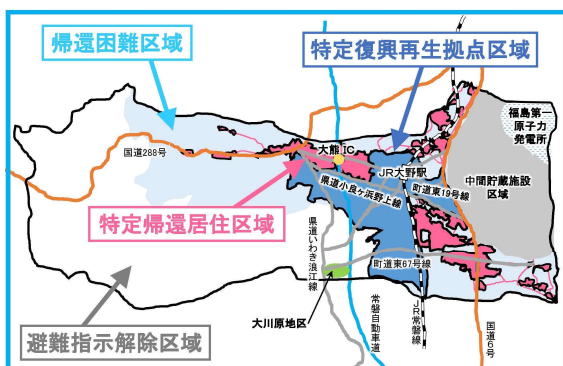
避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**

1 0 帰還困難区域の復興⑤

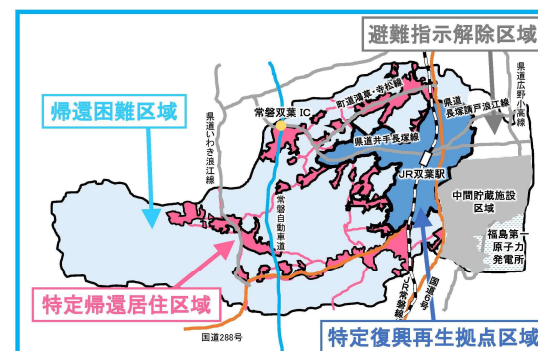
- 令和6年4月までに、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、国が認定。当該計画に基づき、4町において順次、除染等を開始。引き続き、インフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を実施。
- 葛尾村においては、令和5年度に実施した帰還意向調査の結果を踏まえ、今後、計画を作成予定。
- 帰還意向調査は自治体の意向を踏まえて複数回実施する方針であり、令和6年8月から浪江町が2回目を実施。

認定済みの特定帰還居住区域復興再生計画の概要

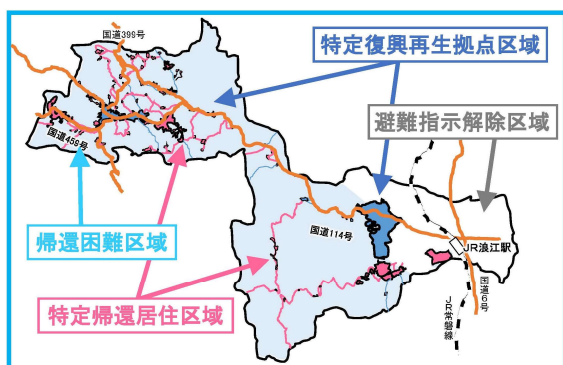
【大熊町（令和5年9月29日認定、令和6年2月2日変更）】



【双葉町（令和5年9月29日認定、令和6年4月23日変更）】



【浪江町（令和6年1月16日認定）】



【富岡町（令和6年2月16日認定）】



1 1 被災自治体の職員確保等に向けた支援の状況

- 被災自治体の職員確保のため、全国の自治体からの職員派遣の継続的な実施に加え、公務員OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を活用するとともに、都市再生機構（UR）の現地の人員体制の強化などの対応を推進。
- 併せて、被災自治体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫（CM方式の導入等）や、事務のアウトソーシング（土地買収関連業務の補償コンサルタントへの委託等）など、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進。

全国の自治体からの職員派遣

【H24.4.16時点】 → 【H26.10.1時点】 → 【R5.4.1時点】
1,407人 → 2,255人 → 191人

任期付職員の採用

- ・任期付職員採用に必要な条例の制定、被災市町村における採用の助言
- ・県による採用・県内市町村への派遣についての助言

（被災自治体における任期付職員の在職状況※）

【H25.10.1時点】 → 【H28.10.1時点】 → 【R5.4.1時点】
1,135人 → 1,749人 → 541人

※被災地派遣前提で採用・派遣された任期付職員は派遣人数にも計上されている。

全国の市区町村職員OBの活用

- ・被災地で働く意欲のある市区町村の職員OB等の情報をリスト化して被災市町村へ提供（OB情報制度）

【H25.2.12時点】 → 【H26.3.1時点】
H25年度 登録 182人、採用 0人 → 登録 204人、採用 45人
【R5.4.1時点】
R5年度 登録 10人、採用 0人

被災自治体における民間企業等の人材の活用

- ・民間企業や自治体の第三セクター等の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備、これに伴う財政措置の周知の実施（H25.3.1）

民間企業等から派遣され、地方公務員として採用された従業員数
【H25.10.1時点】 → 【H27.10.1時点】 → 【R5.4.1時点】
27人 → 63人 → 28人

復興庁による市町村業務支援

- ・国（復興庁）の非常勤職員として、青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者等を採用し、市町村に駐在させる取組を実施（H25.1～）

【H25.4.1時点】 → 【H26.10.1時点】 → 【R5.4.1時点】
24人 → 204人 → 62人

URの復興支援体制

【H25.4.1時点】 → 【H28.7.1時点】 → 【R4.4.1時点】
303人 → 460人 → 71人